# 第72回大分県民体育大会 山岳競技実施要領

# 大分県民体育大会 山岳競技審査基準 (第72回)

種目	種目 記号	項 目 (点数)	中項目 (点数)	審 査 内 容 ( 得 点 基 準 )
縦走競	Т	技 術 点 10点	歩 行 (10点)	<ul><li>・全コースを踏破したチームに6点を与える。</li><li>・特区間を制限時間内で踏破したチームに4点を与える。</li></ul>
技		体 力 点 90点	特に定めた区間 の所要時間	チームの得点計算式 参考 1
	S	技 術 点 80点	定点記入(70点)	コース上の定点を踏査競技地図に記入する (誤差2mm) *正しい位置を中心にして直径4mm以内)
踏 查 競 技			読図(課題解答) (10点)	設問について解答する。 (距離±50m、標高±10m、高さ±10m、 方位角±2度の範囲を正解とする。)
		時 間 点 20点	所 要 時 間 (20点)	チームの得点計算式 参考 2

@ 規定時間及び制限時間表は、次のとおりとする。

種目	種別	規定時間(分)	制限時間(分)	得点	備考
縦走	一般男子	最短所要時間	120 分	参考1	特区間のスタートから特区間
		(1位チーム			ゴールまでの制限時間
T		の所要時間)			(縦走競技ゴールまでの制限時間
	一般女子		120 分	"	は別途指示)
踏査	一般男子	最短所要時間	130 分	参考2	踏査開始から踏査終了までの制
		(1位チーム			限時間
S		の所要時間)			
	一般女子		150 分	IJ	

注. 制限時間を超過した場合は、時間点は0点になる。

# 1. 全種目共通実施要領

- 1. 原則として 県民体育大会山岳競技実施基準に準じて行う。ただし、同基準によらない事項及び、第71回県民体育大会山岳競技においてのみ実施する事項については、本要領によって 行うこととする。
- 2. 全種目共通事項
  - (1) 全種目雨天決行とする。
  - (2) 規定重量

,,	2000年至								
	種目別規定重量	縦  走	踏查						
	一般男子	40.0 kg	制限なし						
	一般女子	30.0 kg	制限なし						

但し、日帰り登山に必要な装備を持つこと

(3) 競技を中断させる時間

競技運営上の必要から一定時間を超過した場合を「競技を中断させる時間」とし、 以後当日分の競技には、参加出来ない。

- (4) スタート及びゴール
  - ①スタート
    - A. スタートは、あらかじめ定められた順序にしたがって行い、スタートの合図 と同時に計測を開始する。
    - B. スタートの合図があってもスタートしないとき、次のチームのスタート前で あればスタートできる。しかし改めて合図はしない。
    - C. 次のチームのスタート時刻までに、スタートしないときは、中断とする。
  - ②ゴール (特区間のゴールを含む)
    - A. 各チームは、3名が、まとまらなければゴールすることができない。
    - B. ゴールは、チームの最後尾の選手が、ゴールラインを通過した時点とする。 ゴールの合図と同時に計測を終了する。
    - C. 一旦ゴールラインを通過した選手は、引き返すことはできない。
- (5) 計測

秒単位で計測する。

- (6) 計量

  - ① 計量は、コース・スタート地点、特区間・ゴール周辺で行う。 ② 予備計量は、各チームが、独自に実施するものとする。すべての計量器 (計量器検査に合格したもの)は、同型のものとは限らない。設置する場所は、 それぞれのコース、スタート地点の指定場所とする。
  - ③ 本軽量時に規定重量に満たない場合は、規定重量まで審判員が 500g 単位で追加 することとする。
- (7) 競技場所及び競技コースの立ち入り

選手、監督の競技場及び競技コースへの立ち入りは、開始式の前日までとする。

- (8) 競技の棄権、中断
  - ① 競技を中断または中断させられたチームに対する取扱いについては、次のとお りとする。
  - ② 競技開始時の点呼以後の棄権は、中断として取り扱う。
- (9) 競技中の監督の移動

監督の競技中の行動は、審判員の指示に従う。

	種	目		中断にかかわる得点等の扱い
縦	走	競	技	中断になった時点で、以後その日の競技は、続行できない。 この場合、この時点までの技術点は、得点になるが、体力点 は0点になる。
踏	查	競	技	中断になった時点で、以後その日の競技は、続行できない。 この場合、中断となった前のチェックポイントまでの 技術点 は、得点になるが、時間点は 0 点になる。

# (10) 競技中の追い越し

競技中の他チームを追い越そうとする場合は、人身事故防止と登山マナーの一般通念により次の事項を厳守すること。

- ① 先行チームを追い越そうとする場合には、後続チームは、先行チームに口答で追い越しの意志を伝えること。ただし、コース内で特に危険と思われる追い越し禁止の指定区域では、追い越してはならない。
- ② 先行チームは、後続チームに追い越しの意思表示をされた場合、コースの片側に寄り道を譲ること。
- ③ 追い越す場合は、相手の身体、ザックに接触しないこと。なお、追い越しによる事故発生の処理は、追い越しをかけたチームの責任とし、速やかに報告すること。なお、事実が明らかな場合は、警告し減点する。

# (11) 競技審査

	競技審査-		S : 踏3		T:縦走_
	月日	第1日(月	뢲始式)	第2日	
	種 別	6月22日	目 (土)	6月23	3 日 (日)
Ī		T. 計	量	S	
	一般男子	特	区		
		特区步		踏	査
	一般女子	計	量		
		記	録		

- (12) 計画書は、郡市男女チームごとに、別紙様式1により作成し、大会申し込み時に受付に提出してください。(参加要件)
- (13) 審査結果は縦走競技、踏査競技毎に発表する。審査結果についての異議申し立て (クレーム) は各審査結果発表後、10分以内に監督に限ってみとめる。

#### (14) 装備

- ①競技中の身体を保護するために、下半身は足首まで蓋えるズボン類に限定する。 (長ズボン、ロングのスポーツタイツ等)
- ②履物は運動靴でもよい。
- ③日帰り登山に必要な装備を持ち、10L以上のサブザックを持参すること。

#### 縦走競技について 2.

- 1. 競技について
  - スタート地点の指定場所に計量所を設ける。 (1)
  - 審判員の配置は、点呼時に発表する。
  - スタート、ゴールに使用されている用語は、次のように規定する。 G: コースのゴール

S: コースのスタート 特S: 特区間のスタート 特G: 特区間のゴール

- スタート時の本計量後のザックは、指定された場所に置き、審判員の指示による 場合を除いて自由な出し入れは認めない。
- 特区間のスタートは、1分間隔で行う。30秒前までにスタートラインにつく。 特区間ゴール(特G)した時点から計量が終わるまでザックは開けてはならない。 (6)
- 選手に対する監督の指示 スタート地に指定する区域及び競技コース内を競技運営区域として設営する。 監督は、この競技運営区域以外は自由に行動し指示をあたえることができる。
- (8) 競技中断後は、審判員の指示に従うこととする。
- (9) 運営上コースとして指定した横断歩道は、実滞留時間を計測し、所要時間から差し 引くこととする。
- 2. 審査及び得点・減点について

(1) 特区間の位置は、次表のとおりである。

コース	特区スタート	特区ゴール	種別
Т	南登山口	赤川林道広場	一般男子、一般女子

- 技術点(歩行点)10点の得点は (2) 技術点
  - ①全コースを踏破したとき · · 6点
  - · · 4点 ②特区間を制限時間内で踏破したとき
- (3) 減点については、次のとおりとする。
  - ①特区間ゴール後の計測の際、規定重量に満たないとき
  - ②装備に不備があったとき

- • 9 0 点 · · 10点
- ③競技中における、選手及び監督の違反行為が明らかなとき
- · · 10点
- ④スポーツマンシップに反する行為等がおこなわれたとき
- 失格

コースの留意事項 3.

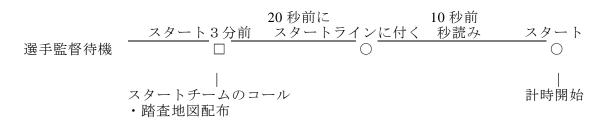
T (縦走) (一般男子) (一般女子)

項目	時 刻	場所	備考
	7 7 7		加 与
競技開始通告	13時00分	(S) 南登山口	
		(41 )	
特区スタート	13時30分	(特S) 南登山口	
制限時間 男子	120分	(特G)赤川林道広場	
制限時間 女子	120分		
競技終了通告	16時00分	(G) 赤川林道広場	特Sから特Gまでの所要
及び中断時間	(120分)		時間が、120分を越えた場
			合は中断

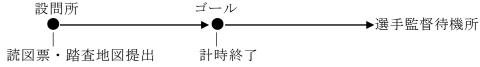
# 3. 踏査競技について

## 1. 競技について

- (1) コースは、別表に示した地域内に設定する。
- (2) 競技は、県体山岳競技実施基準で、定点確認方式で行う。 踏査地図のコース(赤線)に従って踏査し、コース上の定点を確認してその 位置を地図上に表し、記号を記入する。
- (3) 県体山岳競技実施基準の表示については、安全と運営上の必要最低限度とする。
- (4) 競技に使用できる磁石、定規、筆記用具の種類は自由とし、いずれも各チームで持参すること。筆記用具は、青色が望ましい。
- (5) 競技開始通告後からスタートまでは、次の要領とする。



- (6) スタートは、一般男子、一般女子とも2分間隔とする。
- (7) チェックポイント (C.P)
  - ①コースの途中、規定されたコースの通過確認のため、3ケ所のチェックポイント(内1ケ所は、読図票の設問場所併設)を設ける。 チェックポイントは、CP1・CP2・CP3の順に通過することとする。
  - ②チェックポイントでは1チーム3人が揃ってからチームリーダーは競技委員に通過申告(種別、郡市名)をする。3人が揃うまでは通過を認めない。
- (8) 競技に携行できない装備。
  - ①携帯電話・無線機・トランシーバ等の通信機器類
  - ②高度計、気圧計等高度を測定できる機器類
  - ③万歩計、巻尺等現地の距離を測定できる機器類
  - ④カメラ等の撮影機器類
  - ⑤GPS 機器およびその機能がついている機器類
- (9) 読図票は、ゴールにもっとも近いC.Pに併設された設問所で配布する。 読図表はこの設問所の指定された場所で解答し、設問所の競技委員に提出する。
- (10) 読図地図は、読図票とともに設問所で競技委員に提出し、ゴール地点にゴールするゴール後ただちに装備検査を行うこともあり得る。
- (11) 読図票及び踏査地図は、配布されたもののみを採点対象とする。
- (12) ゴール前設問所からゴールまでは、次の要領とする。

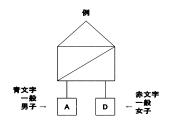


- (13) 競技の途中、負傷等で競技が続行出来なくなった場合は、選手の1人は競技委員に連絡する。
- (14) 制限時間を経過してもゴールできない時は、そのチームの競技を中断する。 この場合、制限時間に至る以前に通過したチェックポイントまでの踏査点は得点と する。また、設問所にあっては、その時間までに解答した問題は、得点とする。
- (15) 踏査コースとして指定した横断歩道及び踏切は、所要時間に大きく影響することが 想定される場合は、実滞留時間を計測し所要時間から差し引くこととする。

#### 審査及び得点・減点について 2.

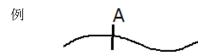
(1) 定点確認方式は、10ケ所設ける。正解1ケ所につき7点とする。 定点の記号が青文字の場合は一般男子、赤文字の場合は一般女子とする。

例の場合 一般男子の定点記号は「A」 一般女子の定点記号は「D」



(2) 定点の記入方法は、次のとおりとする。

- ① 地図上のルートの線と直交するように 4 mm程度の直線を引き、その交点で示さ れた場所を定点とする。
- ② 定点の記号は交点の近くに記入すること。



③ 定点記入位置を修正する場合は、矢印で修正方向を示し、修正した定点を 記入すること。 例



④ 記号のないもの及び不明瞭なものは、0点とする。

読図票の設問は、次の事項に関する設問である。ただし、踏査地図の範囲とする。

指定された地点の高さ又は三角点の種類 (1)

- 指定された2地点間の高度差 指定された2地点間の距離 指定された2方向間の方位角
- (3)
- 山、峠、谷などの名称やその地域の代表的な地形などの地域特性及び読図に必 要な知識等とする。ただし、これらの名称は、事前に公表された国土地理院地 図の範囲内とし、一般に公表されたものとする。
- (4) 減点については、次のとおりとする。

①チェックポイントを不通過のとき

· · 各10点

②設置されたチェックポイントの順に通過しなかったとき

20点

③違反装備が認められたとき、そのチームの競技は中断扱する

80点

④配布された読図票、踏査地図を提出せずにゴールしたとき

・・各10点

⑤配布用紙に、チームの都市名及び種別の記載がないとき

・・各 5点

⑤スポーツマンシップに反する行為等がおこなわれたとき

失格

## 3. 競技中断の場合の得点

			踏査点		
	田 且 項 日	定点			時
		スタート	CP1	読	間 点
		$\downarrow$	$\downarrow$	図	V//
	中断時点	CP1	CP2		
1	不参加	×	×	×	×
2	点呼以後スタート以前の棄権	×	×	×	×
3	スタート時2分以上の遅刻	×	×	×	×
4	スタート以降 С Р 1 より前に中断	×	×	×	×
5	CP1以降CP2より前に中断	0	×	×	×
6	CP2以降CP3より前に中断	0	0	×	×
7	CP3以降ゴール前に中断	0	0	0	×